

監査結果に関する措置状況報告書

別紙 1

報 告 番 号：報告監 7 の第16号

監 査 の 対 象：令和 6 年度監査委員監査 業務委託（コンペ方式・プロポーザル方式の随意契約）に関する契約事務及び支出事務（検査に関する事務を含む。）

所 管 所 属：西成区役所

通 知 日：令和 7 年 6 月11日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
2	法的リスク審査の実施について改善を求めたもの 今回の監査で、抽出案件の契約上限額が30,000,000円（税込）を超えるものについて確認したところ、西成区役所は、法的リスク審査を実施していなかった。 【指摘事項】 西成区役所は、法的リスク審査の実施が必要な案件が各事業担当者に明確に伝わるように改めて周知するとともに、当該事業に係る予算編成時や、実施に当たった契約事務審査会での審議時等に、法的リスク審査の必要性の有無や実施状況を確認するなどの仕組みを構築し、運用されたい。	・令和 7 年 4 月 1 日付けで、総務課から各事業担当課へ、契約上限額が30,000,000円（税込）を超える案件についてリスク審査が必要であることと、今後は該当案件について予算編成時に報告を求める旨を通知した。 ・また令和 7 年 4 月 1 日以降、契約事務審査会においては、契約上限額30,000,000円（税込）を超える案件はリスク審査の実施の有無が確認できる様式に変更し、実施することを確認するよう仕組みを構築した。 ・なお、令和 7 年度に実施する案件のうち30,000,000円（税込）を超える案件のものについては、令和 7 年 1 月 6 日に法的リスク審査を実施し、同年 1 月20日に課題は見受けられない旨の対応方針を受けた。	措置済	令和 7 年 4 月 1 日